

## 施設型給付費等支給認定のFAQ[令和 7 年 7 月版]

Q1:支給認定とは？

A:お子さんの年齢や保護者の状況により、認定区分が異なります。

- 1 号認定(幼稚園部)・・・満3歳児以上で、幼稚園、認定こども園で決まった時間だけ利用する場合。支給認定証には【教育標準時間】と表記されます。  
※いなべ市内のこども園には満3歳児の該当クラスはありません。
- 2 号認定(保育園部)・・・満3歳以上で就労等の保育の必要な事由に該当し、保育施設での保育を希望する場合。支給認定証には【保育標準時間】または【保育短時間】と表記されます。
- 3 号認定(保育園部)・・・満3歳未満で就労等の保育の必要な事由に該当し、保育施設での保育を希望する場合。支給認定証には【保育標準時間】または【保育短時間】と表記されます。

Q2:1号認定の利用時間は？夏休み等の長期休暇期間の利用はできますか？

A:利用時間は以下のとおりです。

- ・公立園の場合・・・1号認定の利用時間 9:00～15:30  
※延長保育は 16:00 まで。別途 100 円必要。
- ・私立園の場合・・・各園により異なりますので、直接お問い合わせください。  
夏休み期間は希望により利用できます。(無料)  
ただし、保育園部が希望保育となる期間(お盆、年末年始、春休み)は利用できません。  
また、公立園は土曜日も利用することができません。私立園は園によって対応が異なりますので、各園にお問い合わせください。

Q3:標準時間、短時間の違いは何ですか？

A:標準時間または短時間とは保育必要量のことを言い、違いは以下のとおりです。

【公立園の場合】

- ・標準時間・・・利用可能時間7:30～18:00  
〈標準時間が該当する事由〉  
就労(月の就労時間が 120 時間以上)、妊娠出産、災害、その他※1
- ・短時間 ……利用可能時間8:30～16:30  
〈短時間が該当する事由〉  
就労(月の就労時間が 48 時間以上 120 時間未満。)、疾病・障害※2  
介護・看護、就学、求職活動

※1 児童虐待・DVなどその他の事由で標準時間認定になる場合があります。

※2 診断書の提出や状況により、標準時間認定になる場合があります。

3歳児未満のお子さんで保育料が発生する場合は、保育必要量に応じて保育料の金額が異なります。

#### 【私立園の場合】

該当する保育に必要な事由は公立園と同じですが、利用時間が各園で異なります。

Q4:これから育児休業を取得します。どのような手続きが必要ですか？

A:3歳児以上のおさんは1号認定に変更が必要です。3歳児未満のおさんは、母の妊娠・出産の利用期間(出産日から2か月)後、父母いずれかが育児休業を開始する場合は退園となります。

Q5:現在無職です。求職活動をするために保育園を利用できますか？

A:希望園に空きがあれば利用可能です。

ただし、年度につき1回(3か月まで)の認定となるため、認定期間中に就労できなければ、3歳児以上のおさんは1号認定に変更が必要です。3歳児未満のおさんは退園となります。支給認定を受ける場合は、家族の状況申告書と求職活動確約書を提出していただきます。また、就労が決定した場合は速やかに就労証明書をご提出ください。

なお、就労後に継続して2号認定または3号認定を受ける場合は、月48時間以上の就労が必要です。

#### 【Q6以降は施設型給付費等支給認定現況届(現況届)に係るFAQです】

Q6:施設型給付費等支給認定現況届は必ず提出しないといけませんか？

A:法律で提出が義務付けられているものですので必要書類と合わせて、必ずご提出ください。

なお、基準日時点で1号認定の場合は、現況届を提出する必要はありません。ただし、基準日翌月から保育を必要とする事由に変更することが確定している場合は、現況届の提出が必要です。令和7年度の基準日は令和7年7月1日です。

Q7:保護者の保育を必要とする事由の欄には、父母2人とも記入する必要がありますか？

A:父母が保護者の場合、父母2人とも記入が必要です。双方が保育を必要とする事由に該当しない限り、保育施設の利用はできません。

Q8:来月から会社の就業開始時刻が午前8時に変更になるため、短時間では仕事に間に合いません。月の就労時間が120時間未満でも標準時間にできますか？

A:朝の就業開始時刻に間に合わない等の合理的な理由があれば、標準時間に変更可能です。現況届での変更適用は9月1日です。また変更内容は保育事由の変更と、保育必要量の変更に限ります。認定区分の変更や9月1日以外で変更が必要な場合は、別途変更申請が必要です。

Q9:入所児童世帯員の状況の欄で、記入例には世帯を分けている祖父母も記入してくださいとありますが、何か影響しますか？(保育料が上がるなど)

A:保育料は、保護者の住民税の課税情報を基に算定します。ただし、以下の場合は、生計を共にしている父母以外の扶養義務者で税額が高い方の住民税の課税情報も含まれます。

- ・父母の双方又は一方が、生計を一にしている扶養義務者の税の扶養控除の対象や健康保険の扶養家族になっている場合。
- ・父母の双方又は一方が、生計を一にしている扶養義務者から専従者給与の支払いを受けている場合。(青色専従者給与は除く)
- ・父母の双方又は一方の収入で、生計が成り立たないと判断した場合。

Q10:現在、こどもが年長で3月に卒園しますが、支給認定現況届の提出は必要ですか？

A:基準日時点では提出の対象ですので、年長のお子さんもご提出ください。

Q11:現在、3歳児未満で在園しており、来年度に転園したい場合は現況届で追記する必要がありますか？

A:転園の希望は現況届では受付できません。転園を希望する場合は次年度入園申請の1次申請期間に保育課に別途申請が必要です。ただし、新規入園希望者と同様に利用調整をしますので、転園ができない場合があります。その場合は現在の在籍園で引き続き在園となります。

また、市外の保育施設に転園を希望する場合は広域入所申請が必要となるため、保育課に1次申請期間中に申請が必要です。

一方、市外の幼稚園や認定こども園に幼稚園部として転園し、預かり保育などを利用する場合は、入園申請は希望園に直接行い、無償化に係る申請書を保育課に提出いただく必要がありますので、別途ご相談ください。

Q12:就労証明書や医師の証明(診断書)は兄弟姉妹とも原本が必要ですか？

A:年長のお子さまのみ原本で、他のお子さんは写しで差し支えありません。

Q13:就労証明書は必ず勤務先ですべて記入してもらう必要はありますか？

A:就労証明書下部の保護者記載欄以外は、すべて、勤務先で記入していただく必要がありますが、必ずしも手書きである必要はありません。

なお、必要に応じて、勤務先に記載内容についての照会を行うことがあります。

Q15:自営業ですが、就労証明書等の書類はどうすればよいですか？

A:法人化している自営業(株式会社や有限会社)の方、個人事業主の方は、ご自身の会社またはご自身で就労証明書の作成をお願いいたします。

協力者の場合は個人事業主にご依頼をお願いいたします。

なお、個人事業主の場合は就労証明書の他に「個人事業主の開業届出書の写し」や最新年度の『確定申告書(一表二表)の写し』等が必要です。

個人事業主の協力者・専従者の場合は、個人事業主からの「源泉徴収票の写し」や最新年度の確定申告書の「事業専従者に関する事項等の写し」が必要です。

詳しくはいなべ市ホームページの就労証明書記入例(個人事業主の場合)をご覧ください。

Q16:慢性的な病気(疾病)で入所している場合、医師の証明(診断書)はどのように記入してもらえばよいですか？

A:始まりは初診日をご記入いただき、終わりは継続加療中等とご記入ください。

Q17:現在、産前休暇中です。(例:8月出産予定)

出産後育児休業を取得し、次年度に職場復帰をするため、保育施設を利用したいのですがどのような手続きが必要ですか？

A:お子さんが3歳児以上、3歳児未満の場合共に、基準日時点の状況に応じて現況届をご提出ください。(産前休暇期間や、育児休業期間、復帰日が記載された就労証明書が必要。)また現況届には出産予定日をご記入いただき、母子手帳の出産予定日が記載されたページのコピーの添付してください。

妊娠出産の利用期間終了後についてはQ4をご参照ください。

また、職場復帰のためには、お子さん全員の保育施設入所の内定が必要です。次年度中に復帰を予定している場合は、1次申請期間中に出産したお子さん(出産予定も含む)の入園申請が必要です。利用調整の結果内定が出た場合、復帰月の前月24日までに、1号認定の兄弟姉妹の支給認定区分の変更申請が必要です。